

第1回 経営ビジョン策定検討部会

次 第

開催日 平成29年3月23日(木)
開催時間 午後1時～3時(終了予定)
開催場所 京都市上下水道局本庁舎5階 第1会議室

1 開 会

- (1) 部会について
- (2) 部会委員の紹介
- (3) 部会のスケジュール

2 会議の公開について

3 議題

新たな経営ビジョンの策定について

4 閉 会

< 配付資料 >

次第

委員等名簿

配席図

資料1

京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱

資料2

経営ビジョン策定検討部会の設置に関する要領

資料3

京都市上下水道事業経営審議委員会の会議の公開に関する要領

資料4

経営ビジョン策定検討部会のスケジュール及び進め方について

資料5

新たな経営ビジョンの策定について(検討用資料)

(参考資料1)平成29年度京都市水道事業・公共下水道事業予算概要

(参考資料2)国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について(厚生労働省)

《別添資料》(封入)

- ・ 京(みやこ)の水ビジョン
- ・ 京都市上下水道事業中期経営プラン(2008-2012)
- ・ 京都市上下水道事業中期経営プラン(2013-2017)
- ・ 平成28年度京都市水道事業・公共下水道事業経営評価(平成27年度事業)
- ・ 平成27年度 水に関する意識調査 調査結果報告書
- ・ 京の上下水道

経営ビジョン策定検討部会委員等名簿

部会委員

(五十音順, 敬称略)

	氏名	役職等
学識経験者等	かみこ なおゆき 神子 直之	立命館大学教授(理工学部)
	こばやし ちはる 小林 千春	同志社大学教授(経済学部)
	こばやし ゆか 小林 由香	税理士
	なかじま せつこ 中嶋 節子	京都大学教授(大学院人間・環境学研究科)
	にしむら ふみたけ 西村 文武	京都大学准教授(大学院工学研究科)
本市職員	えぶち ふみあき 江渕 史明	京都市上下水道局総務部経営ビジョン策定担当部長

: 部会長

京都市

京都市上下水道局総務部経営政策担当部長

〃 総務部経営企画課長

〃 水道部管理課担当課長

〃 下水道部計画課長

日下部 徹

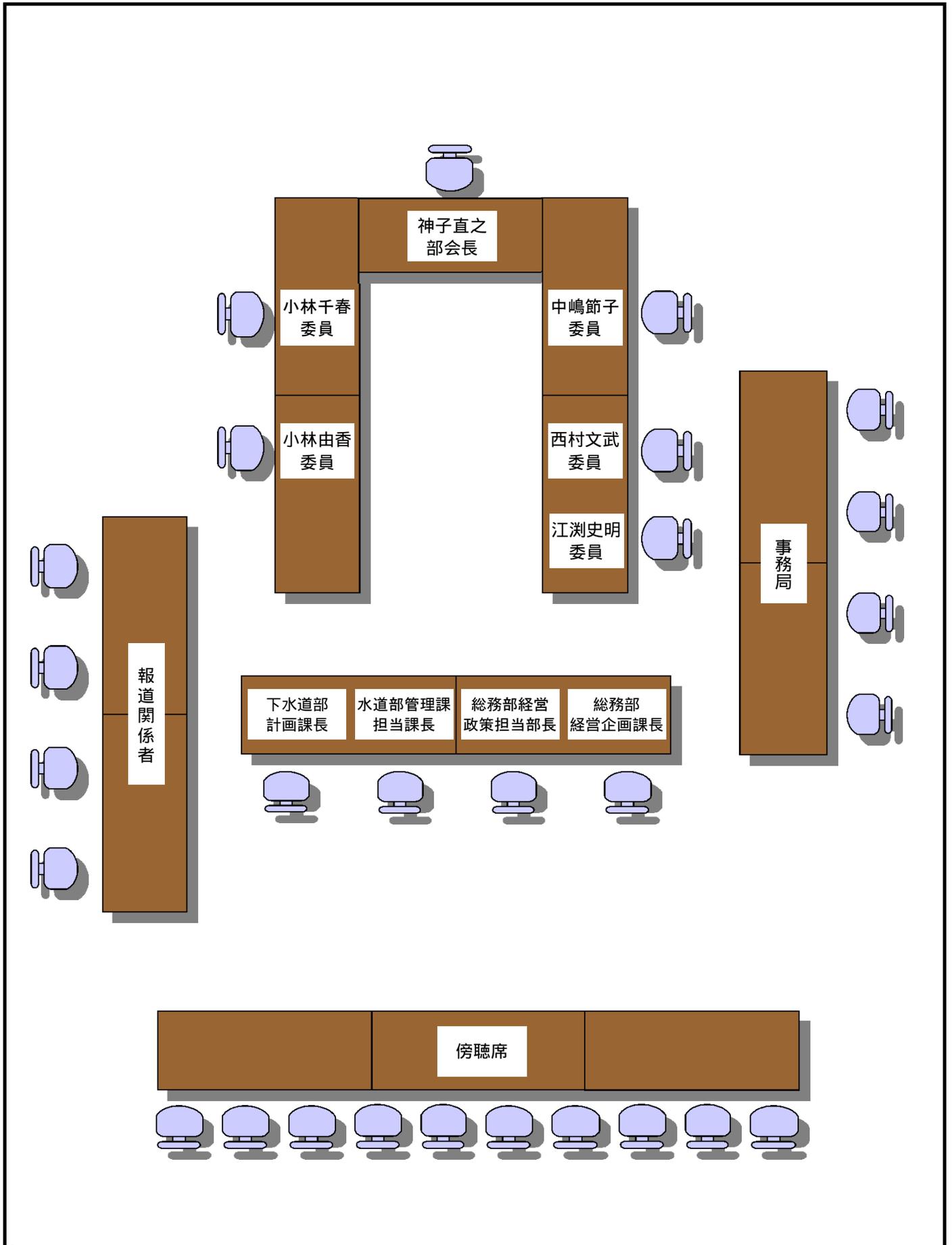
宮田 一行

小田原 興

芝田 康夫

事務局 総務部経営企画課

第1回経営ビジョン策定検討部会 配席図



京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱

(設置)

第1条 京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「条例」という。）第11条第2項に規定する委員会として、京都市上下水道事業経営審議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、上下水道事業の適切な執行管理や継続的な改善を進め、サービスの向上を図りながら市民の皆さまに説明責任を果たし、市民の皆さまの視点に立った上下水道事業を推進するため、外部有識者等の意見を取り入れることにより事業の客観性・透明性を高めるとともに、市民の皆さまの視点に立った事業推進を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 各年度の事業計画及び中期経営プランの進捗状況の点検・評価並びに課題等のある事業の検討
- (2) 上下水道事業経営評価制度の充実に向けた助言・提案
- (3) その他上下水道事業の経営に関し管理者が必要と認める事項の検討及び助言・提案

(組織)

第4条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民及び学識経験のある者その他管理者が適当と認める者のうちから、管理者が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第7条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、管理者が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第8条 委員会に付議する事案を個別具体的に検討するため、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員(以下「部会委員」という。)は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 委員長が指名する委員
 - (2) 委員会に付議する事案について専門の知識を有する者のうちから、管理者が委嘱し、又は任命する者
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、第2項第1号に掲げる者のうちから、委員長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第9条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、管理者が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の会議の結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、上下水道局総務部経営企画課において行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年12月4日から実施する。

経営ビジョン策定検討部会の設置に関する要領

(設置)

第 1 条 京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱(以下「要綱」という。)

第 8 条第 1 項の規定に基づき経営ビジョン策定検討部会(以下「部会」という。)を設置する。

(目的)

第 2 条 部会は、平成 30 年度以降の新たな経営ビジョンについて必要な検討を行い、京都市上下水道事業経営審議委員会に報告することを目的とする。

(任期)

第 3 条 要綱第 8 条第 2 項に規定する部会委員の任期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 要綱第 8 条第 2 項第 1 号に規定する者にあつては、同号の規定による指名の日から部会において必要な検討が終了する日まで
- (2) 要綱第 8 条第 2 項第 2 号に規定する者にあつては、同号の規定による委嘱又は任命の日から部会において必要な検討が終了する日まで

(会議の公開)

第 4 条 会議の公開に関する事項は、京都市上下水道事業経営審議委員会の会議の公開に関する要領に準じる。

(報酬等)

第 5 条 部会委員に支払う報酬等に関する事項は、京都市上下水道事業経営審議委員会委員の報酬等に関する要領に準じる。

(庶務)

第 6 条 部会の庶務は、上下水道局総務部経営企画課において行う。

(補則)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 3 月 23 日から実施する。

京都市上下水道事業経営審議委員会の会議の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 京都市上下水道事業経営審議委員会(以下「委員会」という。)の会議(以下「会議」という。)の公開については、京都市市民参加推進条例第7条及び京都市市民参加推進条例施行規則第3条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は、会議を公開することにより非公開情報(京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。)が公になると認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 委員会は、会議を公開するときは、会議を傍聴する者(以下「傍聴者」という。)の定員をあらかじめ定め、会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 棒、プラカード、つえ(疾病その他正当な理由がある場合を除く。)等人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラ等会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他会議の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、職員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (6) 会議場において、撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の進行の妨げとなり、又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、会議を公開しないこととする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 委員長は、傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(議事録等)

第8条 委員会は、会議の終了後速やかに、議事録を作成しなければならない。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。

3 前項の規定にかかわらず、委員長は、次のいずれかに該当するときは、議事録又は会議の資料の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 会議を公開しなかったとき。
- (2) 議事録又は会議の資料を公開することにより、非公開情報が公になると認めるとき。

- 4 委員会は、前項の規定により議事録の全部又は一部を公開しないこととするときは、議事要旨を作成し、公開するものとする。
- 5 議事録には、委員会において定めた2人の出席委員が署名しなければならない。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から実施する。

経営ビジョン策定検討部会のスケジュール及び進め方について

1 部会の開催スケジュール及び議題等（案）

年度	回	時期(案)	議題等(案)
平成 28年度	第1回	3/23	今後の事業の背景・課題及び次期経営ビジョンの施策体系等について
平成 29年度	第2回	4月下旬	次期経営ビジョンの施策体系等について
	第3回	6月上旬	次期経営ビジョンの事業の方向性について
	第4回	7月下旬	
	第5回	8月上旬	パブリックコメント案（骨子案）について
	第6回	12月上旬	パブリックコメント結果を踏まえた次期経営ビジョン冊子案について
	第7回	1月中旬	次期経営ビジョン冊子案の最終議論

2 部会の進め方について

各回のテーマについて、事務局（上下水道局）から次期経営ビジョンに係る具体的な案をお示しし、専門的な知見に基づき部会委員間で御議論いただくとともに、事務局に対して御意見を頂く。

部会での議論の状況については、京都市上下水道事業経営審議委員会（年4回程度実施予定）に報告する。

新たな経営ビジョンの策定について（検討用資料）

<目 次>

1	本市の水道事業・公共下水道事業について	2
(1)	事業の沿革	2
(2)	事業及び施設の状況	4
(3)	料金・使用料	8
2	「京（みやこ）の水ビジョン」の総括について	9
(1)	京の水ビジョン及び中期経営プランの策定	9
(2)	ビジョン及びプランの施策概要	10
(3)	事業推進及び経営評価について	12
(4)	これまでの総括	13
	（参考資料1）平成 29 年度京都市水道事業・公共下水道事業予算概要	
3	事業を取り巻く背景・課題について	16
(1)	国の動向	16
	（参考資料2）国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて 講ずべき施策について（厚生労働省）	
(2)	背景・課題（経営環境）	17
(3)	背景・課題（大都市比較）	21
4	策定に係るこれまでの経過	23
5	新たな経営ビジョンに係る基本的事項	24
(1)	計画期間	24
(2)	計画の位置付け	24
(3)	本市各計画における事業	24
6	新たな経営ビジョンについて	25
(1)	施策体系について	25
(2)	施策体系検討の視点（案）	25
(3)	策定スケジュール	27

1 本市の水道事業・公共下水道事業について

(1) 事業の沿革

ア 水道事業について

本市の水道事業は、明治45年4月の蹴上浄水場の給水開始より始まりました。その後、8期に渡る拡張事業を展開してきましたが、近年の水需要の減少を受け、平成24年度末に山ノ内浄水場を廃止し、施設規模の適正化を図ったことにより、施設能力は77万1千 m^3 となりました。

現在は、老朽化した施設等の改築更新や耐震化を計画的に進めており、特に配水管については、平成25年度以降、更新率のスピードアップを図っています。また、より安全・安心で良質な水道水を供給するため、鉛製給水管を解消しています。

なお、平成29年4月から地域水道事業及び京北地域水道事業は水道事業と事業統合します。

年 月	主 要 事 業	備 考
明治 23年 3月	第1琵琶湖疏水竣工	
42年 5月	水道創設工事を開始	市水道工事施行認可
45年 3月	第2琵琶湖疏水竣工	
4月	蹴上浄水場運転開始 市内各地へ給水開始	水道事務所が給水事務を担当
昭和 2年 6月	松ヶ崎浄水場運転開始	
6年 4月	町村営水道移管	伏見市ほか26町村の市編入に伴い、水道も本市が引き継ぐ
27年 10月	水道事業に地方公営企業法適用	
37年 11月	水道事業50周年記念式典挙行	
41年 11月	山ノ内浄水場運転開始	
45年 11月	新山科浄水場運転開始	
52年 4月	蹴上インクライン復元工事完了	
平成 2年 4月	琵琶湖疏水竣工100周年記念式典挙行	
11年 12月	第2琵琶湖疏水連絡トンネル竣工	
13年 9月	京都市水道マスタープラン策定	
16年 4月	京都市上下水道局設置(市水道局と市下水道局を統合) 中期経営プラン(平成16~20年度)着手	
19年 12月	京(みやこ)の水ビジョン策定(平成20~29年度)	
20年 4月	中期経営プラン(2008-2012)(平成20~24年度)着手	
24年 1月	京都市水道創設100周年記念式典挙行	
25年 3月	山ノ内浄水場廃止	
25年 4月	中期経営プラン(2013-2017)(平成25~29年度)着手	
29年 4月	山間地域の水道事業(地域水道事業及び京北地域水道事業)を水道事業に統合	

イ 公共下水道事業について

本市の公共下水道事業は、昭和5年に失業応急事業として着手したのが始まりです。昭和30年代からの高度経済成長に伴い、都市の生活環境が悪化するなか、昭和45年に「公害対策基本法」の制定や「下水道法」の改正が行われ、国を挙げて下水道の整備が促進されました。本市においては、平安建都1200年に当たる平成6年度に市街化区域の下水道整備をおおむね完了しています。

現在は、老朽化した施設の改築更新に加え、浸水対策や地震対策による災害に強い下水道の構築を進めています。また、下水の高度処理や合流式下水道の改善を推進するとともに、再生可能エネルギーや下水道資源の有効活用等、環境対策の充実にも取り組んでいます。

なお、平成29年4月より京北特定環境保全公共下水道事業及び北部地域特定環境保全公共下水道事業は公共下水道事業と経営統合します。

年 月	主 要 事 業	備 考
昭和 5年 8月	失業応急事業として下水道事業を開始	都市計画事業認可
9年 4月	吉祥院処理場運転開始	
10年 1月	下水道網布設計画認可	
14年 4月	鳥羽処理場運転開始	
30年 4月	下水道事業に地方公営企業法適用	
38年 4月	第1次5か年計画（昭和38～42年度）着手	
42年 4月	第2次5か年計画（昭和42～46年度）着手	
46年 4月	第3次5か年計画（昭和46～50年度）着手	
47年 4月	下水道局設置	
48年 3月	伏見処理場運転開始	
51年 4月	第4次5か年計画（昭和51～55年度）着手	
54年10月	京都府桂川右岸流域関連京都市公共下水道事業供用開始	3市1町が参画 （京都市、向日市、長岡京市、大山崎町）
56年 1月	石田処理場運転開始	
4月	第5次5か年計画（昭和56～60年度）着手	
61年 4月	第6次5か年計画（昭和61～平成2年度）着手	
平成 元年11月	京都府木津川流域関連京都市公共下水道事業供用開始	6市2町が参画 （京都市、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、京田辺市、井出町、木津川市）
3年 4月	第7次5か年計画（平成3～7年度）着手	
8年 4月	第8次5か年計画（平成8～12年度）着手	
13年 4月	第9次5か年計画（平成13～17年度）着手	
9月	京都市下水道マスタープラン策定	
16年 4月	京都市上下水道局設置（市水道局と市下水道局を統合） 中期経営プラン（平成16～20年度）着手	
19年12月	京（みやこ）の水ビジョン策定（平成20～29年度）	
20年 4月	中期経営プラン（2008-2012）（平成20～24年度）着手	
25年 4月	中期経営プラン（2013-2017）（平成25～29年度）着手 吉祥院処理区を鳥羽処理区に統合 （鳥羽水環境保全センター吉祥院支所に変更）	
29年 4月	北部地域特定環境保全公共下水道事業及び京北特定環境保全公共下水道事業に公営企業法を適用し、公共下水道事業と経営統合	

(2) 事業及び施設の状況 (平成 29 年度予定)

ア 水道事業

項目	内容	
全市人口 (H28.4.1日現在推計人口)	1,472 千人	
給水人口 (H27 年度末)	1,469 千人	
人口普及率 (H27 年度末)	99.8%	
年間給水量	181,336 千 m ³ /年	
年間有収水量	165,011 千 m ³ /年	
有収率	91.0%	
1 日平均給水量	497 千 m ³ /日	
浄水施設能力	浄水場等の名称	施設能力
	蹴上浄水場	198.0 千 m ³ /日
	松ヶ崎浄水場	173.0 千 m ³ /日
	新山科浄水場	362.0 千 m ³ /日
	その他山間地域 (18 箇所)	5.8 千 m ³ /日
	合計	738.8 千 m ³ /日
配水池, ポンプ施設, 管路		
配水池	62 箇所	
ポンプ施設	45 箇所	
管路 (導水管・送水管・配水管・補助配水管)	約 4,254km	
疏水施設	総延長約 35km	

地域事業及び京北地域事業を含む。



蹴上浄水場

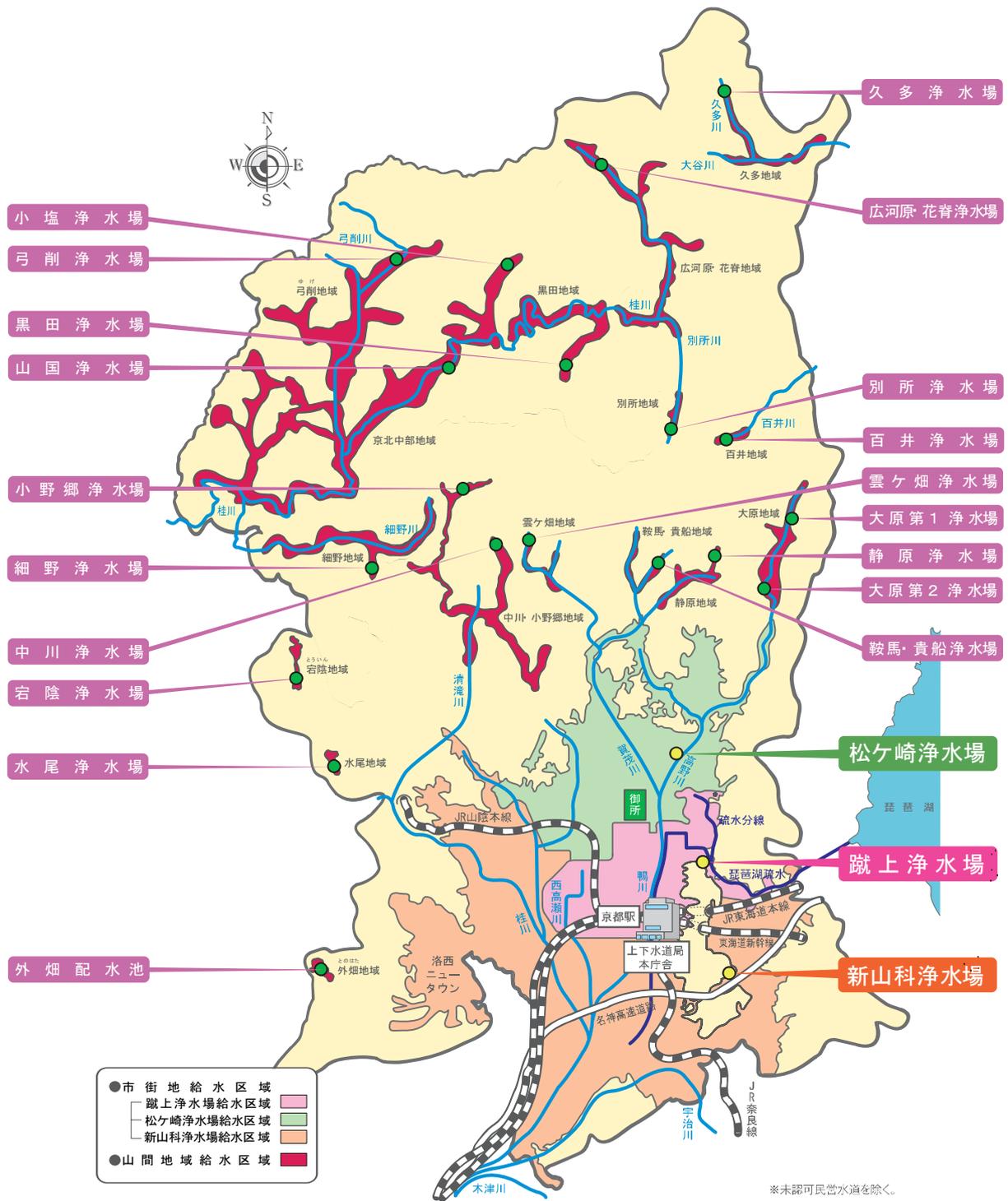


琵琶湖疏水



大原第 1 浄水場

水道給水区域図



イ 公共下水道事業

項目	内容	
整備区域面積	15,592ha	
全市人口 (H28.4.1日現在推計人口)	1,472 千人	
処理区域内人口 (H27 年度末)	1,465 千人 ¹	
人口普及率 (H27 年度末)	99.5% ¹	
水洗化人口 (H27 年度末)	1,450 千人 ¹	
水洗化率 (接続率) (H27 年度末)	99.0% ¹	
年間流入下水量 (流域下水道分を含む。)	354,308 千 m ³ /年	
年間有収汚水量	180,228 千 m ³ /年	
処理施設能力 ²	施設名称	処理能力
	鳥羽水環境保全センター	991.0 千 m ³ /日
	伏見水環境保全センター	148.0 千 m ³ /日
	石田水環境保全センター	126.0 千 m ³ /日
	京北浄化センター	1.7 千 m ³ /日
	合計	1,266.7 千 m ³ /日
ポンプ施設, 管路		
ポンプ施設 (マンホールポンプを除く。)	24 箇所	
管路	約 4,215km	

- 1 京北特定環境保全公共下水道事業及び北部地域特定環境保全公共下水道事業を含む。
- 2 鳥羽水環境保全センターには、吉祥院支所分を含む。



鳥羽水環境保全センター

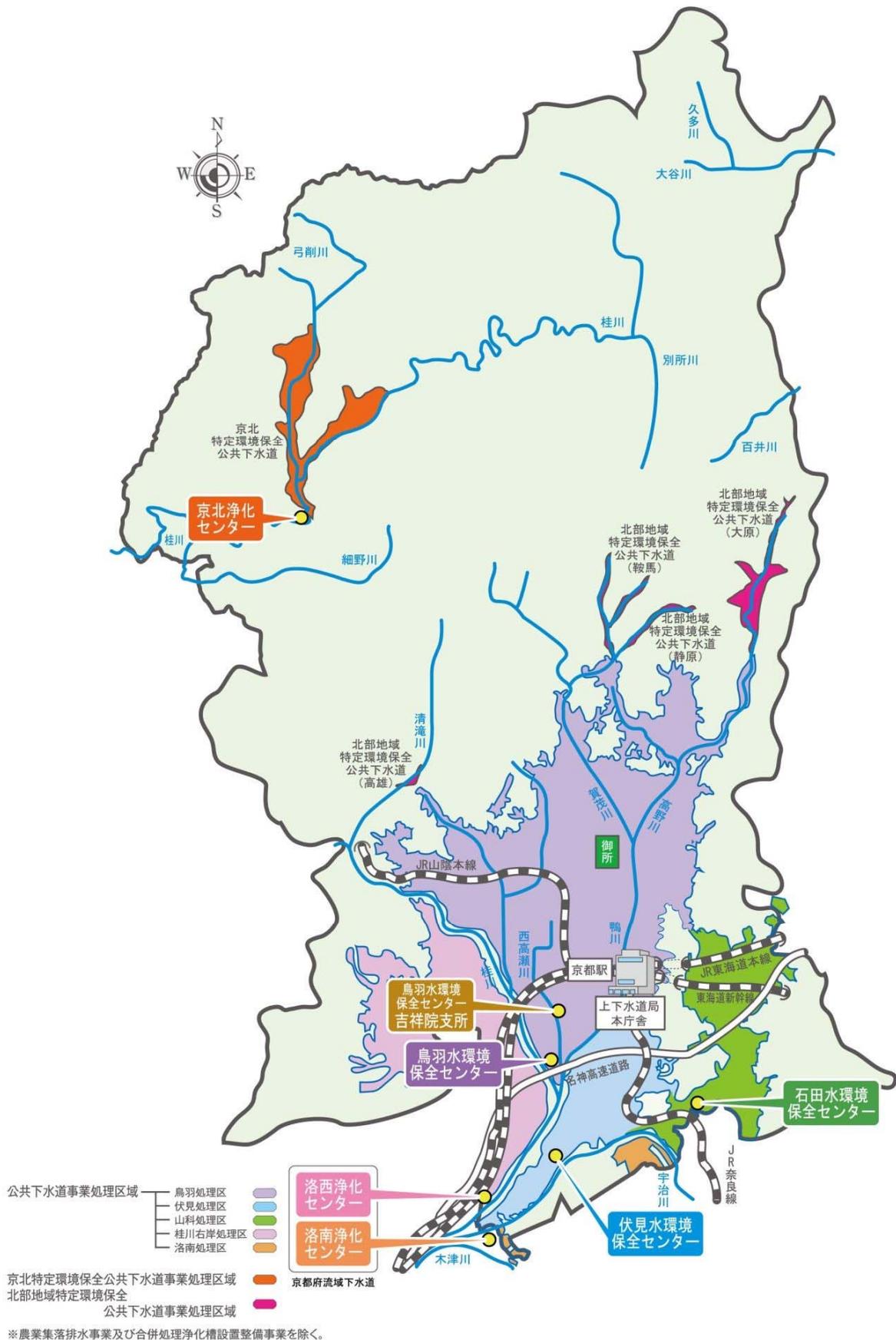


京北浄化センター



整備中の下水道雨水幹線

下水道処理区域図



(3) 料金・使用料 (平成 29 年度)

ア 水道料金表 (1 箇月)

種別/給水管の呼び径	基本水量	基本料金	従量料金 (基本水量を超える分の1m ³ につき)																		
			6m ³ ~ 10m ³	11m ³ ~ 20m ³	21m ³ ~ 30m ³	31m ³ ~ 100m ³	101m ³ ~ 200m ³	201m ³ ~ 500m ³	501m ³ ~ 5,000m ³	5,001m ³ ~											
一般用・ 公衆浴場 業用	13・20mm	5m ³ まで	920円	10円	177円	180円	208円	226円	243円	284円	326円										
	25mm	10m ³ まで	1,900円	基本水量の範囲内																	
	40mm		2,780円																		
	50mm	50m ³ まで	18,300円										(公衆浴場業用 101m ³ 以上 39円)								
	75mm	100m ³ まで	35,910円																		
	100mm	250m ³ まで	71,600円																		
	150mm	500m ³ まで	134,260円																		
	200mm	1,000m ³ まで	281,520円																		
共用	8m ³ まで	165円	9m ³ ~30m ³ 24円										208円	226円	243円	284円					

- 注1 染色整理業用については、101 m³以上の従量料金を減額し、101 m³~500 m³ 204 円、501 m³以上 238 円とする。
- 2 水道料金の額は、上記の表により計算した額に 100 分の 108 を乗じて得た額(1 円未満の端数は切捨て)とする。
- 3 使用者が口座振替の方法により料金を納入するときは、当該料金から 1 月当たり 20 円に 100 分の 108 を乗じて得た額を減額する。ただし、使用者の責めに帰すべき事由により、管理者が定める納入期限までに料金が納入されなかったときは、この限りでない。

イ 下水道使用料表 (1 箇月)

種別	基本水量	基本使用料	従量使用料 (基本水量を超える分の1m ³ につき)							
			6m ³ ~ 10m ³	11m ³ ~ 20m ³	21m ³ ~ 30m ³	31m ³ ~ 100m ³	101m ³ ~ 200m ³	201m ³ ~ 500m ³	501m ³ ~ 5,000m ³	5,001m ³ ~
一般用	5m ³ まで	650円	10円	113円	116円	162円	183円	201円	213円	218円
公衆浴場業用						15円				
共用	8m ³ まで	83円	9m ³ ~30m ³ 11円			162円	183円	201円	213円	
特別汚水に係る使用料加算率			3 倍 以 内							

- 注1 染色整理業用については、101 m³以上の従量使用料を減額し、101 m³~500 m³ 143 円、501 m³以上 180 円とする。
- 2 下水道使用料の額は、上記の表により計算した額に 100 分の 108 を乗じて得た額(1 円未満の端数は切捨て)とする。
- 3 使用者が口座振替の方法により使用料を納入するときは、当該使用料から 1 月当たり 20 円に 100 分の 108 を乗じて得た額を減額する。ただし、使用者の責めに帰すべき事由により、管理者が定める納入期限までに使用料が納入されなかったときは、この限りでない。

2 「京（みやこ）の水ビジョン」の総括について

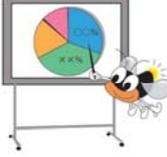
(1) 京の水ビジョン及び中期経営プランの策定

項目	内容
概要	<p>平成 19 年 12 月，平成 20 年度からの 10 年間（29 年度まで）に取り組むべき課題や目標をまとめた「京（みやこ）の水ビジョン」（以下「ビジョン」と言う。）を策定した。</p> <p>ビジョンでは，事業を進めていくうえでの基本理念として，都市の基盤施設であり，市民の皆様の日常生活に欠かすことができない重要なライフラインである水道，下水道が果たすべき社会的な役割や使命を示している。また，水道事業，公共下水道事業を取り巻く状況を踏まえ，「安全・安心」，「環境・くらし」，「安定・維持向上」，「サービス」，「経営」のキーワードを基本とした 5 つの施策目標と，その目標達成に向けて特に力を入れて推進する 22 の重点推進施策を設定している。</p>
プランの策定	<p>ビジョンの前期 5 箇年の実施計画として，事業推進，効率化推進，財政健全化の 3 つの計画で構成する「京都市上下水道事業中期経営プラン（2008-2012）」を併せて策定した。</p> <p>後期 5 箇年の実施計画である「京都市上下水道事業中期経営プラン（2013-2017）」は，事業推進，効率化推進，財政基盤強化の 3 つの計画で構成し，平成 25 年 3 月に策定した。</p>
特徴	<p>【水道，下水道を一体的にとらえたビジョン】</p> <p>水道と下水道の使用者である市民の視点から，また，琵琶湖・淀川水系の中流域に位置する京都の地域特性を踏まえ，流域全体の水環境の保全や総合的な水管理に努める必要があることから，水道，下水道を一体的に捉えたものとして編集した。</p> <p>【経営面に力を入れた内容】</p> <p>老朽化施設の改築更新や鉛製給水管の解消といった必要な事業を推進しつつ，できるだけ安価な料金水準を維持するため，水需要に応じた水道施設，下水道施設の施設規模の適正化を図るなど，特に経営面に力を入れた内容とした。</p> <p>【市民の皆様の視点に立った分かりやすい内容】</p> <p>ビジョン実現のためには，市民の皆様の御理解・御協力が不可欠であることから，目標はできる限り数値化するとともに，施策の効果は，市民の皆様の立場に立ってどうなるかといった，アウトカムの視点で取りまとめた。</p> <p>さらに，このビジョンが実現した 10 年後の京都のまちやくらし，水道サービス，下水道サービスがどう変わるのかといったことをイラスト化するなど，市民の皆様に理解していただけるよう，細部にわたり，分かりやすさを追求した。</p>
市民参加の取組	<p>ビジョンの策定に当たっては，平成 15 年度から，上下水道モニターからの御意見，水に関するアンケート調査，施設の一般公開の来場者へのアンケート，骨子案に対するパブリックコメント，学識者からの御意見など，たくさんの御意見をいただいております。こうした“市民の皆様の声”を踏まえ策定した。</p>

(2) ビジョン及びプランの施策概要

平成 28 年度上下水道局事業推進方針より

5つの施策目標	22の重点推進施策	93の取組項目
施策目標Ⅰ 毎日安心して使うことができ、災害にも強い水道・下水道を目指します 重点項目2 「災害対策の強化」 	1 蛇口を通じた安全・安心な水道水の供給	① 水源から蛇口までの水質管理の強化 ② 原水水質監視の強化 ③ 適正な浄水処理の推進 ④ 直結式給水の拡大 ⑤ 水道未普及地域の解消と京北地域水道及び中川・小野郷地域水道の再整備等
	2 地震等の災害に強い上下水道施設の整備	① 水道システムの耐震性向上 ② 導水施設の耐震化による安定した取水の確保 ③ 連絡幹線配水管の布設 ④ 老朽化した下水道管の耐震性向上 ⑤ 下水道施設の地震対策の強化
	3 災害・事故等危機時における迅速な対応	① 危機管理対策の強化 ② 防災拠点の充実 ③ 水質の安全管理(上下水道)の充実 ④ 工事及び維持管理作業における安全対策の強化
	4 雨に強く安心できる浸水対策の推進	① 地下街等を有する地区の浸水対策 ② 河川整備等と連携した総合的な治水対策の推進 ③ 浸水被害発生箇所の解消 ④ 雨水流出抑制の推進
	5 異臭味問題解消のための高度浄水処理施設の整備	① 高度浄水処理施設の整備 ② 原水水質監視の強化(再掲) ③ 適正な浄水処理の推進(再掲) ④ 浄水処理技術等の調査・研究・開発
	6 水質への不安払拭のための鉛製給水管の解消	① 鉛製給水管の単独取替えの継続実施 ② 補助配水管や配水管の布設替え等に関連した取替えの推進 ③ 鉛製給水管取替助成金制度の利用促進
施策目標Ⅱ 環境への負荷の少ない水道・下水道を目指します 重点項目3 「環境対策の充実」 	1 市内河川と下流域の水環境を守る下水の高度処理の推進	① 下水の高度処理施設の段階的な整備 ② 良好な処理水質の確保 ③ 微量化学物質や病原性微生物等の調査・研究
	2 雨の日も水環境を守る合流式下水道の改善	① 貯留幹線等の整備 ② 雨天時下水処理の改善 ③ 雨水吐口からのゴミ等の流出削減
	3 市民のくらしと水環境を守る下水道整備の拡大	① 北部地域の汚水整備の推進 ② 未整備箇所の汚水整備の推進 ③ 未接続の解消に向けた普及勧奨の推進
	4 環境保全の取組の推進	① 再生可能エネルギーの利用拡大等による温室効果ガスの削減 ② 環境マネジメントシステムの継続的運用 ③ 資源循環の推進 ④ 京都のまちの景観に配慮した施設の整備 ⑤ 環境報告書の作成・公表
施策目標Ⅲ 将来にわたって使い続けられるよう水道・下水道の機能維持・向上に努めます 重点項目1 「改築更新の推進」 	1 道路の下でくらしを支える管路施設の改築更新	① 水道配水管の更新の推進 ② 下水道管路施設の計画的な点検・改築更新 ③ 漏水防止と有収率の向上 ④ 浸入水の削減
	2 基幹施設の機能維持・向上のための改築更新	① 浄水施設等の改築更新 ② 水環境保全センター及びポンプ場の改築更新 ③ 水道未普及地域の解消と京北地域水道及び中川・小野郷地域水道の再整備等(再掲)
	3 水需要に応じた施設規模の適正化及び施設の再編成	① 3浄水場体制での安定給水の確保 ② 水環境保全センターの施設規模の適正化 ③ 鳥羽・吉祥院処理区の統合 ④ 浄水場排水の下水道での一体処理化

5つの施策目標	22の重点推進施策	93の取組項目
施策目標Ⅳ 皆さまのご要望におこたえし、信頼される事業を展開します	1 お客さまが利用しやすい仕組みづくり	① お客さまの利便性の向上 ② お客さまが利用しやすい窓口づくり ③ お客さまへの情報提供の充実
重点項目4 「お客さまの満足度の向上」	2 積極的に行動するサービスの充実	① 上下水道局営業所の抜本的再編 ② 出前トークや環境教育の充実 ③ お客さま訪問サービスの実施 ④ 貯水槽水道の管理への助言・指導の充実
	3 広報・広聴の充実と積極的な情報開示による事業の透明性の確保	① 広報・広聴計画の策定・充実 ② 積極的な情報発信と分かりやすい情報開示等による広報機能の充実 ③ 広報関連イベントの展開 ④ お客さまの声を反映するための広聴機能の充実
	4 お客さま満足度の向上を目指した料金施策の推進	① 料金制度・料金体系の見直し ② 多様な料金支払方法の導入 ③ 口座振替利用者へのサービス拡大 ④ 民間分譲マンションの水道メーター各戸検針・各戸徴収サービスの実施
	5 地域の皆さまや流域関係者とのパートナーシップの推進	① 流域における連携の推進 ② 下水道利用に関する啓発・指導 ③ 琵琶湖疏水の適切な維持管理
施策目標Ⅴ 経営基盤を強化し、将来にわたり安定した経営を行います	1 経営環境の変化に対応した経営の効率化	① 事業の効率化の推進 ② 民間活力の導入の推進 ③ 地域事業の水道・公共下水道事業への統合 ④ 経営分析手法の充実や積極的な経営情報の開示 ⑤ 経営評価の活用等によるPDCAサイクルの推進 ⑥ 企業力向上のための組織改革の推進 ⑦ 業務の高度情報化の推進
重点項目5 「経営基盤の強化」	2 持続可能な事業運営のための財務体質の強化	① 企業債残高の削減 ② 未納金徴収体制の強化 ③ 保有資産の有効活用 ④ 上下水道サービスを持続していくための効率的な再投資 ⑤ 水道・下水道工事等におけるコストの縮減 ⑥ 経営の健全性を確保するための引当金の新設・見直し ⑦ 新たな増収策の検討・推進 ⑧ 給与制度の点検・見直し
	3 上下水道一体体制の効率的な事業運営	① 上下水道会計の連結と一体的な財務運営の推進 ② 上下水道技術の一元監理の推進 ③ 水道・下水道の水質管理業務の一元化 ④ 浄水場排水の下水道での一体処理化(再掲)
	4 人材の育成や技術の継承・発展と国際貢献の推進	① 人材活性化に向けた取組の強化 ② 職員の意欲・やる気を引き出す取組の充実 ③ 職員の能力発揮のための職場環境の整備 ④ 国際協力事業の推進と国際貢献を支える人材の育成 ⑤ 知識・経験や技術・技能の継承 ⑥ 大学や研究機関との連携等による技術の開発及び向上

<基本理念>

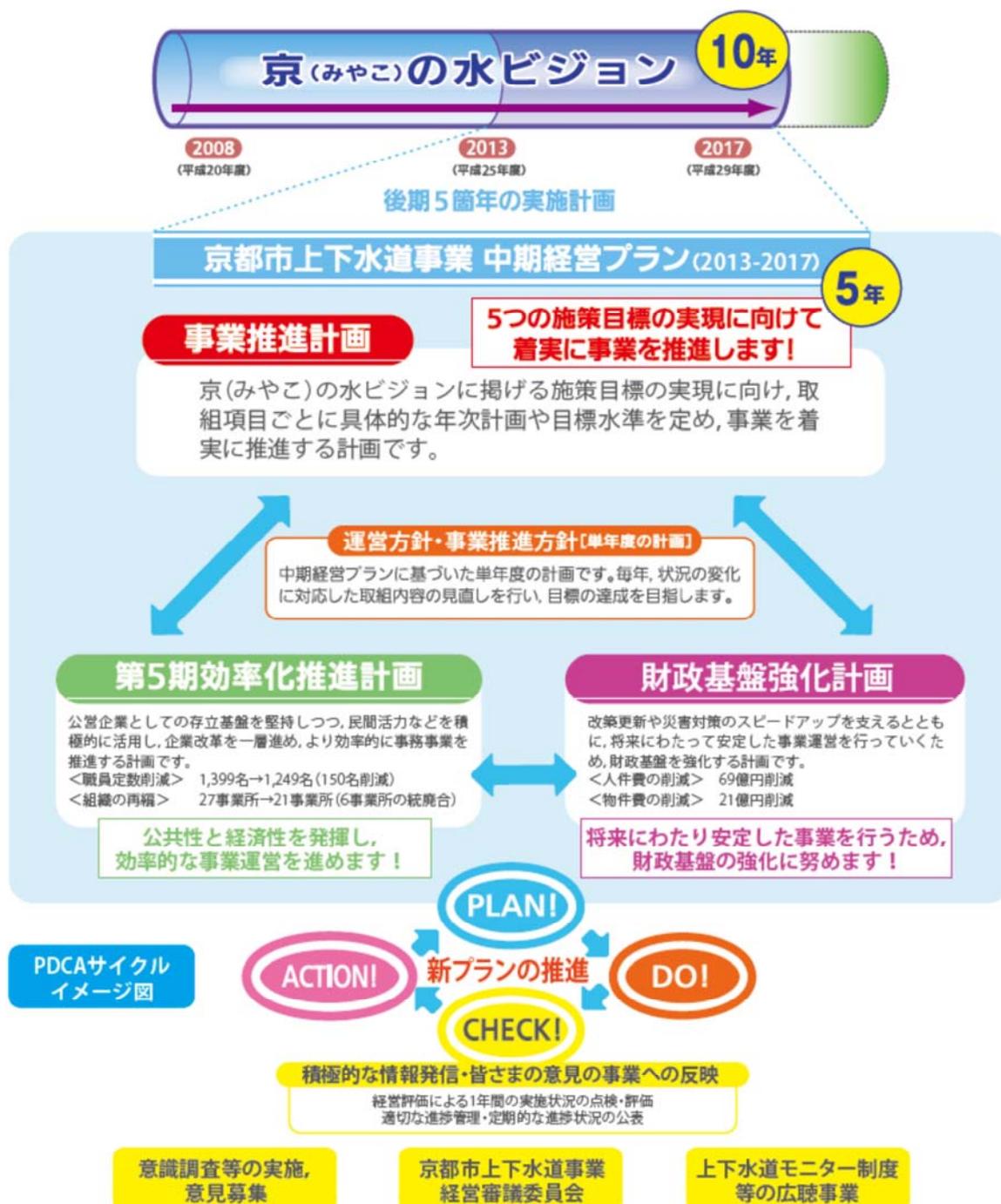
くらしのなかにはいつも水があります。
 私たち京都市上下水道局は、先人から受け継いだ、水道、下水道を守り、育むことにより、
 皆さまのくらしに安らぎと潤いをお届けしたいと考えています。
 そして、ひと まち くらしを支える京の水をあすへつなげます。

中期経営プラン(2013-2017)に掲げる5つの重点項目に該当する取組項目に色付けして表示

(3) 事業推進及び経営評価について

水道事業及び公共下水道事業の経営戦略であるビジョン及びプランの下に、毎年度、運営方針及び事業推進方針を策定し、年度毎の重点事項や事業計画、目標水準を設定することにより事業を計画的に進め、安全・安心で市民の皆さまに信頼されるサービスの提供に努めています。

また、水道事業及び公共下水道事業の適切な執行管理や継続的な改善と市民サービスの向上を図るとともに、結果を公表することにより、市民に対する説明責任を果たし、市民の視点に立った市政の実現を図ることを目的として、「経営評価」を実施しています。



(4) これまでの総括

項目名の括弧内は中期経営プラン（2013-2017）における重点項目の名称

【安全・安心】(災害対策の強化)

施設の老朽化とともに事業を取り巻く重要な課題である「災害への対応」として、主に地震対策、浸水対策を推進

地震対策については、東日本大震災や熊本地震の経験も踏まえ、管路及び施設の耐震化を進めており、平成 29 年度には、水道の主要管路の耐震性適合性割合は約 5 割（49.5%）、下水道の重要な管路や布設後 50 年度経過した老朽管の地震対策率は約 9 割（88.4%）と、目標を達成できる見込み

また、台風に伴う大雨や局地的な豪雨による浸水被害を最小化するため、オール京都市で「雨に強いまちづくり」を推進し、平成 29 年度には、雨水幹線等による貯留量が 47 万 m^3 を超える（475,800 m^3 ）など、着実に事業を実施

さらに、平成 29 年度には市内北部エリアの事業・防災拠点として、水道・下水道の管路の維持管理部門を集約した「太秦庁舎」が開庁する予定

このほか、漏水を防止するとともに、より安全・安心で良質な水道水を供給するための鉛製給水管の取替えについては、平成 29 年度末には道路部分の解消を図る予定



整備中の雨水幹線の内部（新川 6 号幹線）



太秦庁舎外観イメージ

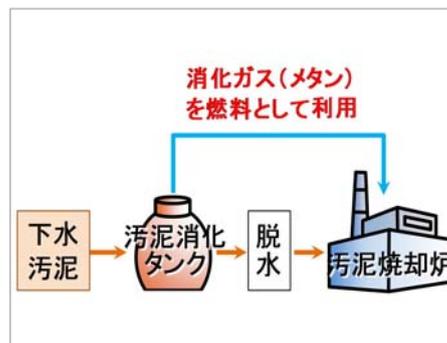
【環境・暮らし】(環境対策の充実)

地理的に琵琶湖・淀川水系の中流域に位置する大都市として水環境を保全するため、下水の高度処理や合流式下水道の改善を進め、平成 29 年度には目標値（高度処理人口普及率 53.2%、合流式下水道改善率 66.2%）を達成する見込み

また、浄水場及び水環境保全センターにおける大規模太陽光発電設備の設置、下水汚泥を活用した再生可能エネルギーの利用拡大等、低炭素・循環型まちづくりへの貢献についても、着実に推進



大規模太陽光発電設備（鳥羽水環境保全センター）



消化ガスの利用イメージ

【安定・維持向上】(改築更新の推進)

節水型社会の到来，そして定着により，平成2年度をピークに水需要が減少する一方，施設の老朽化が進み大量更新時期が到来する中で，水道及び下水道管路の「改築更新」を推進

平成24年には山ノ内浄水場を廃止し，4浄水場体制から3浄水場体制へ移行するとともに，吉祥院水環境保全センターを鳥羽水環境保全センターへ統合するなど，施設規模の適正化を実施

平成23年には洛西地域で漏水が発生し，地域に大きな影響を与えるなど，施設の老朽化が顕在化する中で，現中期経営プランでは，水道配水管更新のスピードアップを図ることとし，前期プラン5箇年の平均更新率である0.5%から，平成29年度には目標どおり1.2%を達成できる見込み

また，配水管更新のための財源を確保するため，水道料金に資産維持費を導入し，平成25年10月より32年ぶりとなる抜本的な料金制度改定(水道+9.6%，下水3.0%，計+3.7%)を実施



水道管更新工事の様子



管きよ更生工法による更新

【サービス】(お客さま満足度の向上)

クレジットカード継続払い制度及び口座振替割引制度を導入するなど，料金収納サービスの充実

また，営業所の抜本的再編を進め，9営業所から平成29年度には5営業所体制へと移行する一方で，平成26年度以降，区役所・支所における臨時相談窓口の設置等の積極的に行動するサービスを展開

さらに，広報活動として，水需要の喚起の視点も加え，京の水飲みスポット(水飲み場)の設置やミスト装置の普及を促進するとともに，「花いっぱい」のまちづくりと連携した水道水の利用促進を推進



平成28年度京(みやこ)の水キャンペーンポスター



市役所前広場の水飲み場

【経営】(経営基盤の強化)

施設規模の適正化や営業所の再編のほか、積極的に民間活力を導入し、事業の効率化を図り、職員定数は昭和 60 年のピーク時 1,907 名から、平成 19 年度のビジョン策定時 1,611 名(地域事業を除くと 1,587 名)を経て、平成 29 年度には 1,249 名となる見込み

また、事業の効率化による人件費の削減に加え、維持管理の見直し等による物件費の節減、資産維持費の導入等による企業債の発行抑制等、財政基盤の強化に努め、平成 29 年度にはそれぞれ目標を上回り達成する見込み

また、山ノ内浄水場廃止に伴う跡地をはじめ、土地・建物の有償貸付、未利用地の売却、太陽光発電による売電等の保有資産の有効活用を推進

【その他の主な事業】

水道・下水道一体の経営ビジョンという特徴を生かして、浄水場排水の下水道での一体処理化 や水道・下水道の水質管理業務の一元化等の上下水道一体体制ならではの取組も推進

浄水場で発生する汚泥等を水環境保全センターで一元的に処理することにより、水道・下水道施設トータルで考えると排水処理施設の更新費用及び維持管理費用が削減可能

山間地域の上下水道事業について、整備及び再整備工事を進めるとともに、事業の経営基盤の強化を図り、山間地域にお住まいの皆さまに将来にわたって安全・安心な上下水道サービスを提供することを目的として、平成 29 年度から水道事業及び公共下水道事業へ統合

近年、水道水と地下水を混合して利用する「地下水利用専用水道」の導入が進む中、地下水利用専用水道使用者の負担の適正化を図り、一般の水道使用者との間における負担の公平性を確保することを目的として、「水道施設維持負担金制度」の創設を盛り込んだ水道事業条例の一部改正案を平成 29 年 2 月市会に提出

「こころの創生」を目指した「世界の文化都市・京都」ならではの取組として、関係機関からの多大なる協力を得て、「琵琶湖疏水通船復活」試行事業を平成 27 年より開始し、平成 29 年度には本格事業化に向けた船舶の建造を予定

「琵琶湖疏水通船復活」試行事業



ビジョン及び中期経営プラン(2013-2017)の最終年度となる平成 29 年度の予算案については、[参考資料 1](#)を参照

3 事業を取り巻く背景・課題について

(1) 国の動向

ア 総務省（「経営戦略策定ガイドライン」（平成 28 年 1 月））

水道事業及び下水道事業における経営戦略の基本構成として、基本的考え方（計画期間、現状把握・分析、目標設定）、「投資試算」及び「財源試算」、「収支ギャップ」解消に係る取組を掲載

「計画期間」は、事業の特性、個々の団体・事業の普及状況、施設の老朽化状況、経営状況等を踏まえて、10 年以上の合理的な期間を設定することが必要

イ 厚生労働省

「水道事業ビジョン」作成の手引き」（平成 26 年 3 月）

水道事業ビジョンの設定期間として、「当面の目標点を策定から概ね 10 年後とし、50 年、100 年先の将来を見据えた当該水道事業の理想像を明示することを基本とする」

基本的な記載事項として、「水道事業の現状評価・課題、将来の事業環境、地域の水道の理想像と目標設定、推進する実現方策、検討の進め方とフォローアップ」、必須事項として、施設の再構築等を考慮した「アセットマネジメント」の実施及び「水安全計画」並びに「耐震化計画」

「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」

（平成 28 年 11 月） 参考資料 2 参照

国及び地方公共団体はそれぞれの立場から水道事業の基盤強化（適切な管理による健全な施設の保持、財政基盤の確保、及び経営ノウハウや技術力等を有する人材の育成・確保等）を図ることが不可欠

単独で事業の基盤強化を図ることが困難な中小規模水道事業者及び用水供給事業者においては、地域の実情を踏まえつつ、職員確保や経営面でのスケールメリットの創出につながり、災害対策能力の確保にも有効な広域連携を図ることが必要

民間企業の技術、経営ノウハウ及び人材の活用を図る官民連携も、水道施設等の維持・管理、運営等の向上を図り、水道事業の基盤を強化していく上で有効な方策の一つ

ウ 国土交通省

「新下水道ビジョン」（平成 26 年 7 月）

事業主体である地方公共団体の役割として、施設管理・経営管理・管理体制が一体となった中長期計画（アセットマネジメント）や B C P（クライシスマネジメント）の企画・立案及び事業運営

下水道法の改正（平成 27 年 5 月）

下水道に関する維持修繕基準の創設や，施設の点検頻度等の事業計画への記載が要件化される等，下水道管理者による適切な維持管理を明確化

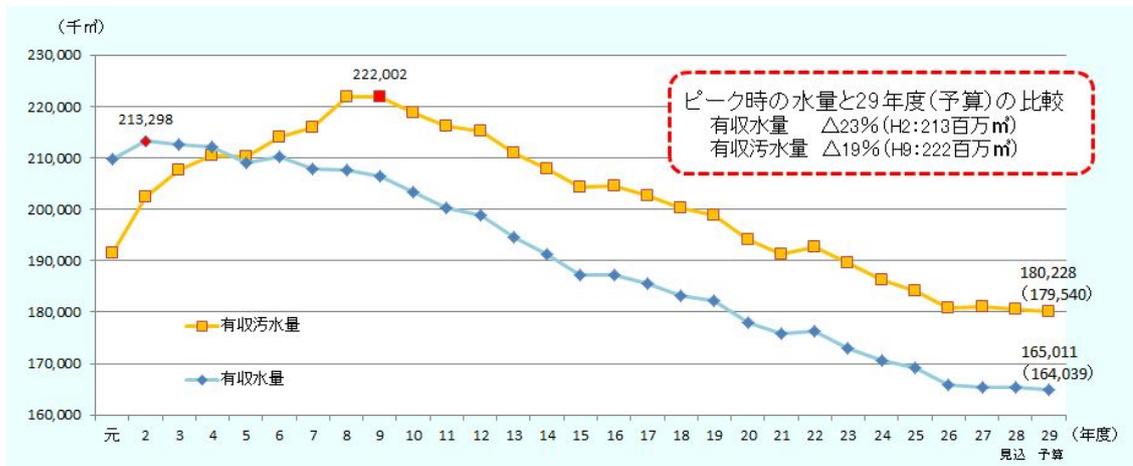
下水道が高いエネルギーポテンシャルを有していることから，再生可能エネルギーとしての活用を推進

(2) 背景・課題（経営環境） 財務状況の詳細は参考資料 1 参照

ア 節水型社会の定着による水需要の減少（収入の減少）

有収水量は平成 2 年度(213,298 千 m^3 /年)，有収汚水量は平成 9 年度(222,002 千 m^3 /年) をピークに減少

「水に関する意識調査」(平成 27 年度実施，以下同じ)では，節水に関する取組状況について，平成 17 年度以降，70%以上が「節水している」と回答



28 年度までは山間地域における上下水道事業分は含まない。29 年度予算の()書きは，山間地域における上下水道事業分を除いた数値
(有収水量及び有収汚水量の推移(参考資料 1 より))

イ 大規模災害等を機に高まる防災・危機管理の重要性

東日本大震災や熊本地震の経験を踏まえ，大規模地震発生時の水道・下水道の機能喪失が社会に与える影響の大きさを再認識

平成 25 年 9 月の台風 18 号，平成 26 年 8 月の局地的な豪雨等の経験を踏まえ，引き続き，浸水被害に対する減災対策が必要(「水に関する意識調査」では，浸水被害がないことへの安心度は平成 22 年度から減少)



東日本大震災による水道管の継ぎ手離脱



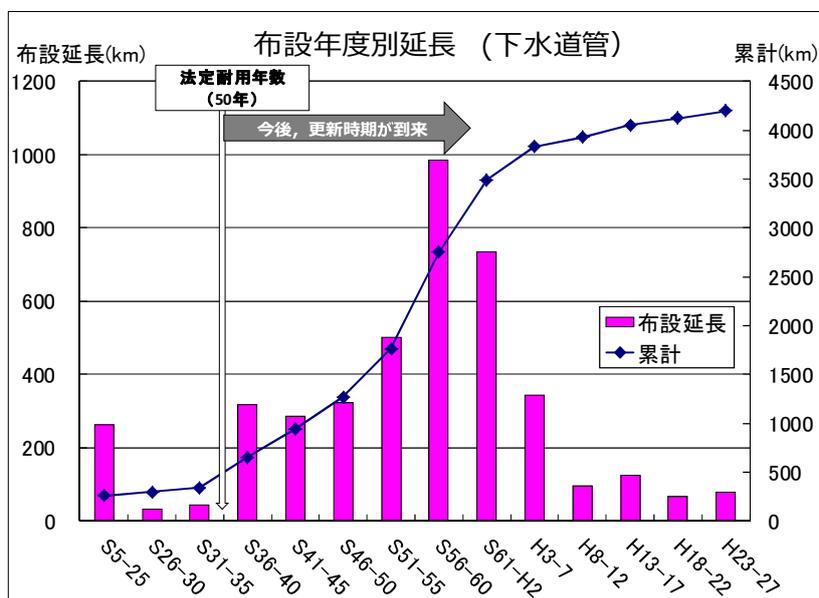
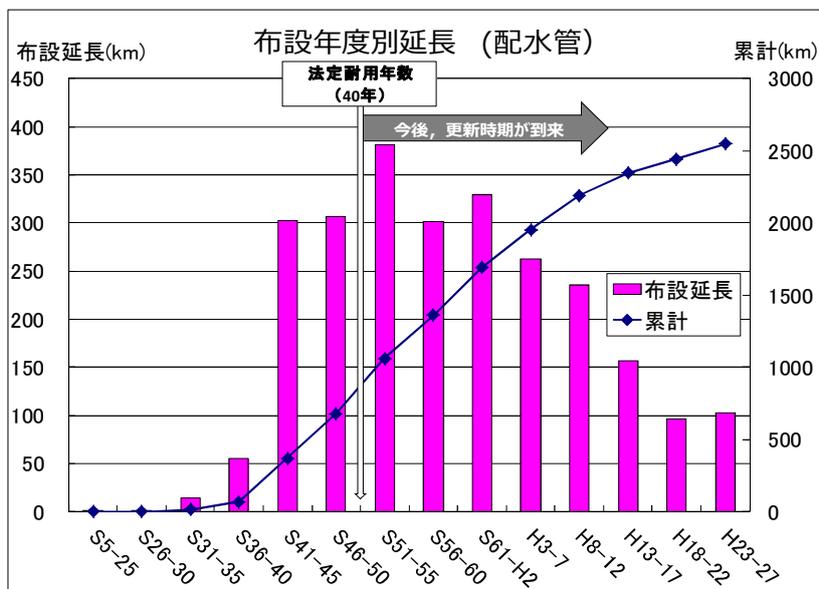
平成 25 年台風 18 号による浸水被害

ウ 施設の老朽化による更新需要の増大（支出の増加）

水道管は昭和 40～50 年代，下水道管きよは昭和 50 年代～平成初期が布設延長のピーク

約 20 年後の平成 47 年までの間に，水道配水管の約 8 割，下水道管きよの約 7 割が法定耐用年数を超える見通し 更新を行わなかった場合

「水に関する意識調査」では，古くなった水道管や下水道管などの施設の更新の必要性について，90%超が「力を入れる必要がある」と回答



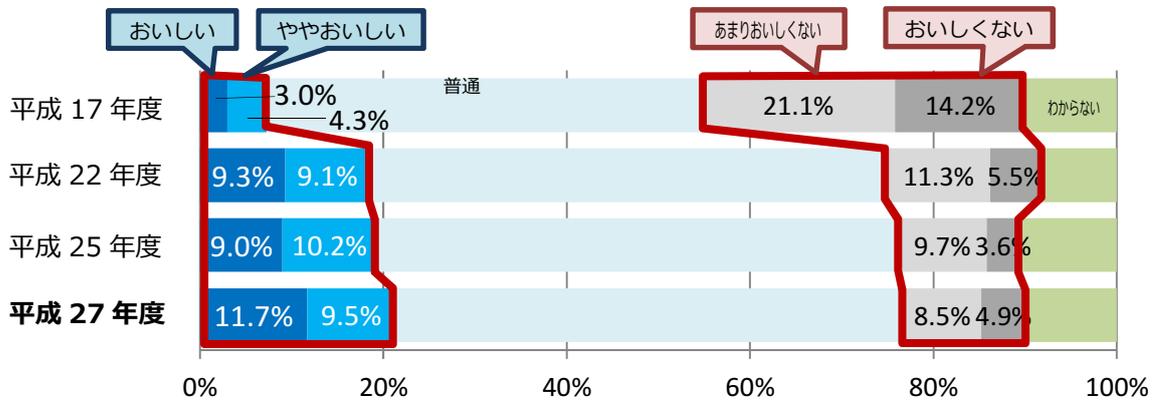
エ 安全・安心な水道水の供給

本市の水源である琵琶湖では，昭和 40 年代半ばから，毎年のようにかび臭等が発生しており，平成 16 年には暫定水質基準値を超過したことから，平成 19 年には「京都市高度浄水処理施設基本計画」を策定

その後，原水水質は比較的落ち着いており，「水に関する意識調査」においても，水道水の“「味」に関する満足度”，“水質の「安全性」に関する安心度”，“水質の印象”は，平成 17 年度以降改善

しかしながら，浄水処理に影響を与えるアオコの発生や，かび臭や生ぐさ臭を発生する微生物の増殖等，予断を許さない状況が続いている。

水道水の「味」に関する満足度（「水に関する意識調査」より）



オ 環境への負荷の少ない低炭素・循環型まちづくりへの転換

「パリ協定」の採択など，地球温暖化が世界的な喫緊の課題として認識される中，水環境と密接に関係し，多くのエネルギーを消費する事業者として，低炭素・循環型まちづくりへ貢献する重要性が高まっている。

「水に関する意識調査」においても，環境保全活動の必要性について「力を入れる必要がある」との回答は約 90%（具体的事項として「再生可能エネルギーの活用」が 56%で最多）

カ お客さま満足度の更なる向上

予納金の廃止（平成 20 年度）に加え，電話，ファックス，インターネットによる給水申込受付を取り入れるなど，お客さまが利用しやすい仕組みづくりを進めてきた結果，営業所に来所される機会は減少（平成 19 年度から約 26%減）している一方で，使用者数は増加傾向（平成 24 年度から約 10%増）

「水に関する意識調査」では，お客さま満足度の向上の必要性について，「力を入れる必要がある」との回答割合は高まっており，今後さらに取り組みでほしいこととして，「お客さま対応の向上」（38.4%）や「インターネットを利用したサービスの充実」（22.5%）等

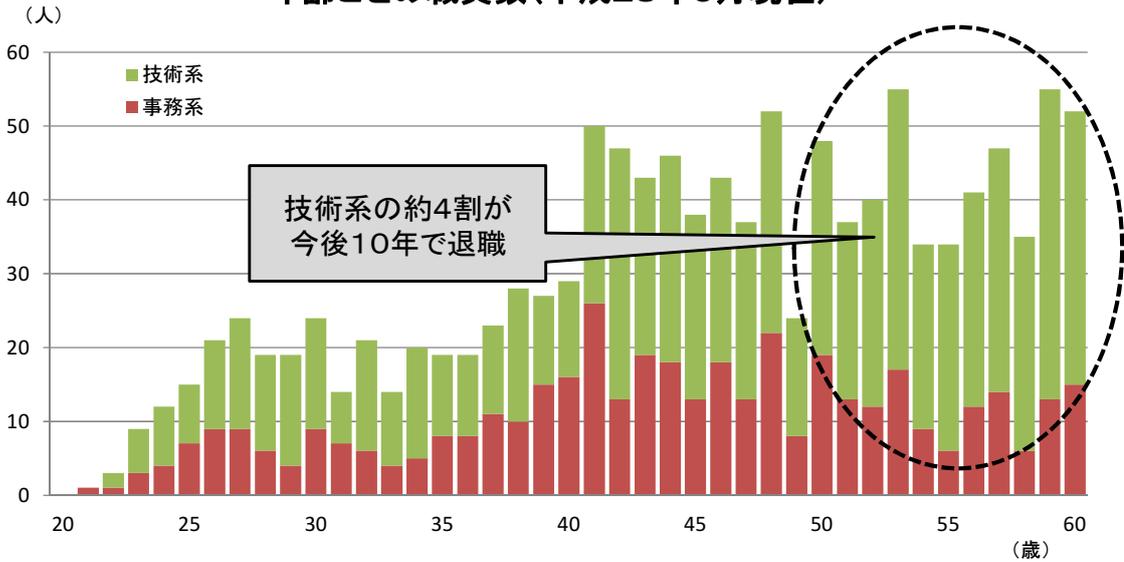
同調査では，広報活動の認知度が高いほど，水道事業・公共下水道事業に対する満足度も高い

キ 職員の育成・技術継承

今後 10 年間で技術職員の約 4 割が退職する中，熟練した職員の技術力を蓄積し，次世代に伝えることが必要

水道等の利用形態が多様化する中，適正な維持管理を図るための技術として，国及び一部の都市において，スマートメーターをはじめとした ICT の活用に向けた実証実験を開始

年齢ごとの職員数(平成28年5月現在)



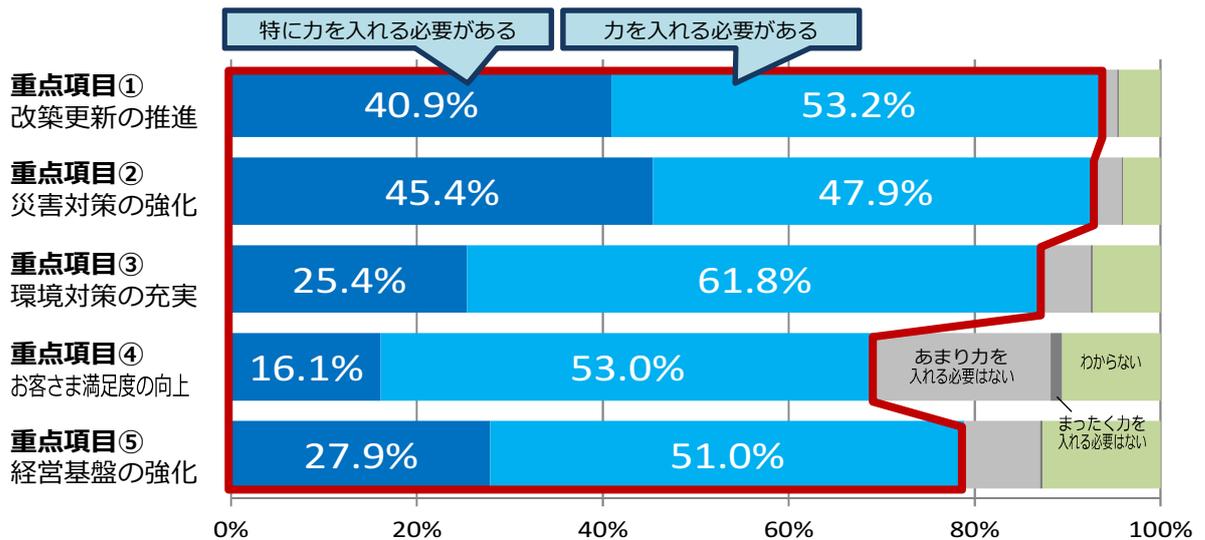
ク 事業に求められる役割の多様化等

多発する局地的豪雨に備える浸水対策のほか、減少し続ける水需要への対策、地下水利用の拡大への対応など、事業の果たす役割が多様化

近隣の事業体においても水需要の減少や施設の老朽化等の課題を抱える中で、府内唯一の政令市かつ最大規模の事業者、そして日本水道協会京都府支部長として、本市が果たす役割の重要性の高まり

文化庁の移転、東京オリンピック・パラリンピック等の開催を機に、京都の文化力や魅力を発信する機運の高まり

(参考) 重点項目別必要性(「水に関する意識調査」より)



注) 各重点項目に係る「水に関する意識調査」設問の表現

改築更新の推進 : 古くなった水道管や下水道管などの施設の更新

災害対策の強化 : 大雨や地震に備えた対策

環境対策の充実 : 下水処理の改善や省エネなどによる環境保全活動

お客さま満足度の向上 : サービスの充実などによるお客さま満足度の向上

経営基盤の強化 : 業務や組織の見直し、経費削減などによる経営の更なる安定化

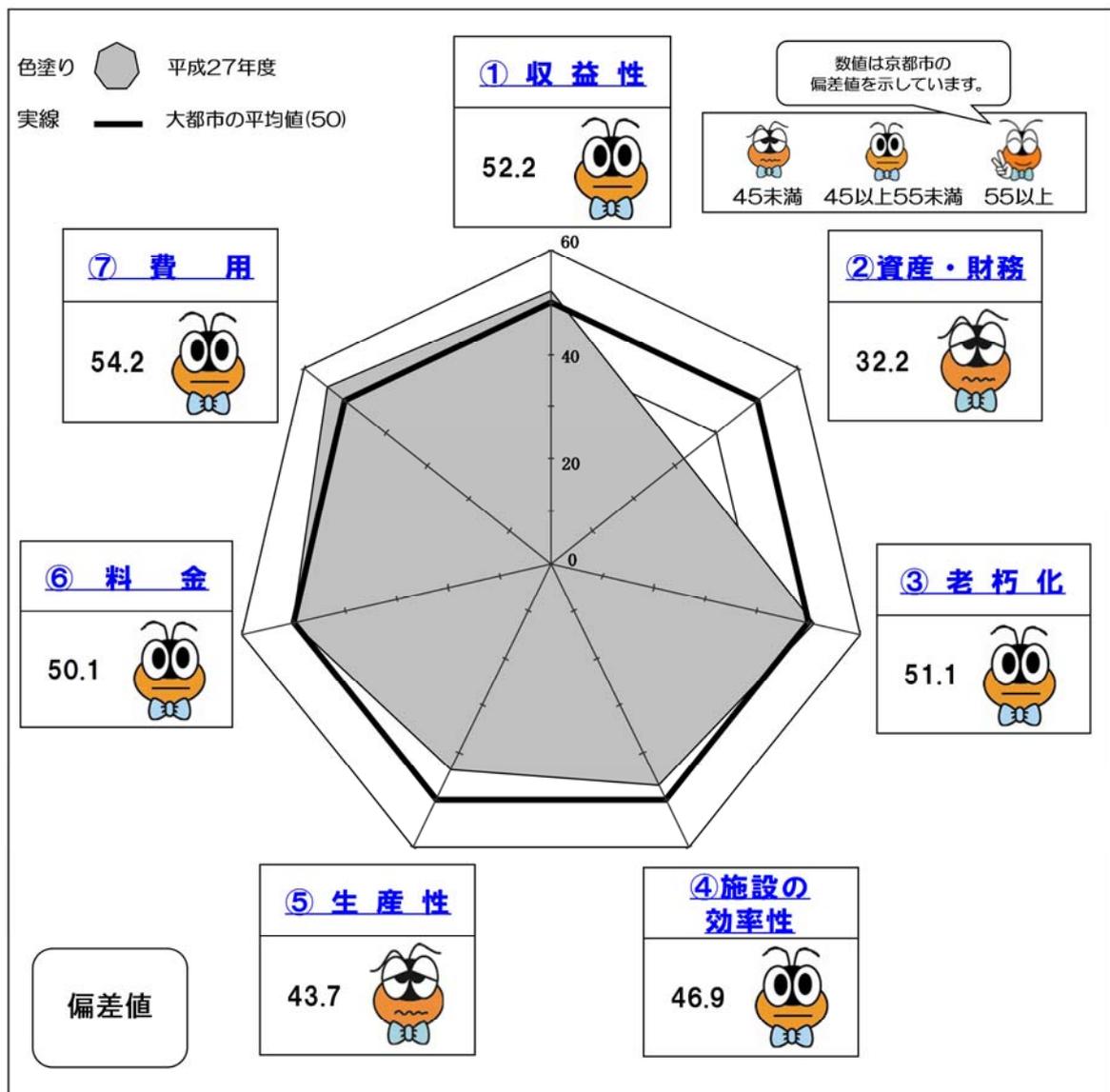
(3) 背景・課題（大都市比較） 平成 28 年度経営評価より

ア 水道事業

安全・安心な水道水を供給するために必要な施設の改築更新などの財源について、企業債への依存割合が高いため、「資産・財務」が低くなっていますが、「老朽化」は大都市の平均値並みとなっています。

また、鉛製給水管の割合が高いことなどにより、他都市と比べ漏水量が多いことから「施設の効率性」が、他の事業者からの水道水の受水の有無（本市は琵琶湖から原水を取水）などの事業の運営形態の違い等により「生産性」がそれぞれ低くなっています。

このような中、効率的な事業運営に努め、少ない「費用」で水を供給することにより、平成 25 年 10 月の料金改定実施後も、安価な「料金」を維持し、「収益性」は大都市の平均値を上回っています。



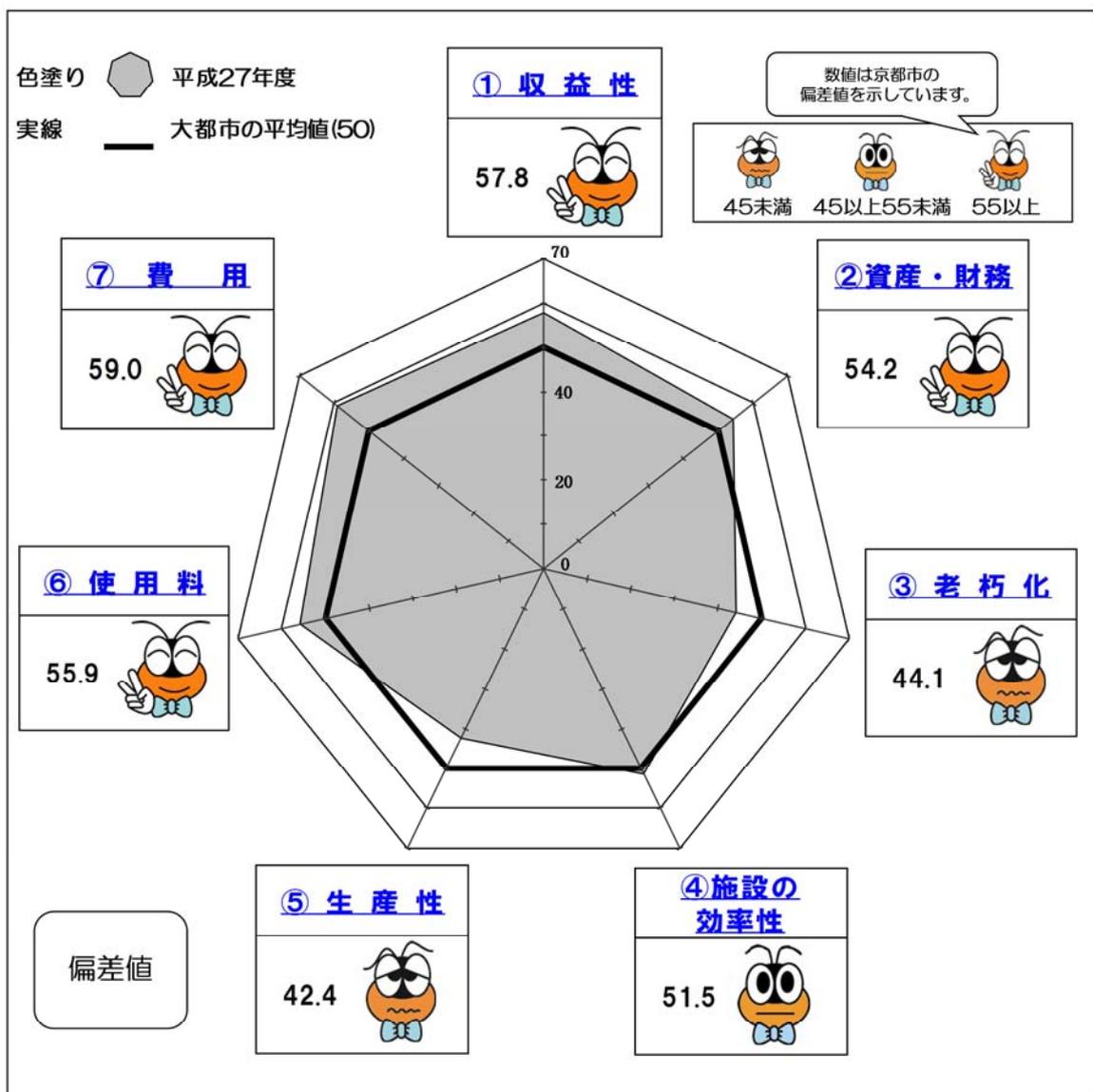
大都市比較は、東京都及び平成 27 年度における政令指定都市（県が主に事業を行う千葉市、相模原市を除く。）計 19 都市で比較しました。

イ 公共下水道事業

これまでの経営効率化，財政基盤の強化などの取組により「資産・財務」が高くなっていますが，事業開始からの経過年数が大都市平均を上回っていることなどにより「老朽化」が低くなっています。

また，他都市と比べ合流式下水道の割合が高く，下水道使用料の対象とならない雨水の流入量が多いことなどにより「生産性」は低くなっていますが，施設規模の適正化を図ることにより「施設の効率性」は高くなっています。

このような中，効率的な事業運営に努め，「費用」を抑え，平成 25 年 10 月に平均 3.0 パーセントの改定を行うなど，安価な「使用料」を維持し，「収益性」は大都市の平均値を上回っています。



大都市比較は，東京都及び平成 27 年度における政令指定都市計 21 都市で比較しました。

4 策定に係るこれまでの経過

平成 27 年度に、経営ビジョンの策定を統括する「経営ビジョン策定担当部長」を新たに配置

また、同年度には、市民の皆様の節水意識や水道水の利用状況など、水に対する意識と行動等を把握し、新たな経営ビジョンの策定に役立てるために、平成 28 年 2 月から 3 月にかけて「水に関する意識調査」を実施

平成 28 年度には、水道・下水道を取り巻く経営環境や課題及び技術について調査・研究を行うワーキンググループとして、将来を担う若手職員で構成する「水道・下水道未来研究会」を設置

また、平成 28 年度より、民間企業と連携し、国の動向や国内外の都市、企業や研究機関等における取組を取りまとめ

本市と同時期に検討を進めている京都府域全体の水道ビジョンの策定についても、外部有識者等から構成される検討委員会の委員に就任するなど、積極的に参画し、広域化等の将来的な水道事業の在り方についても検討を開始(下表参照)

平成 28 年度第 3 回京都市上下水道事業経営審議委員会における審議を経て、「経営ビジョン策定検討部会」を設置

(参考) 京都府域全体の水道ビジョンの策定について

項目	内容										
名称	京都水道グランドデザイン(仮称)										
策定趣旨 ・目的	・府内全域の水道事業の基盤強化, 安定化に向けた方策の検討 ・水道事業の厳しい現状認識(自治体関係者, 一般府民)										
計画期間	・計画期間は平成 31~40 年の 10 年間 ・期間中, 定期的な評価, 見直しを実施										
策定期間	・策定期間は平成 28~29 年度の 2 年間 ・平成 30 年度にパブリックコメント・府議会報告等を経て公表予定										
主な検討課題	<table border="0"> <tr> <td>広域的な連携</td> <td>(事業の効率化による経営基盤強化)</td> </tr> <tr> <td>施設の耐震化, 老朽化対策</td> <td>(耐震化率の向上)</td> </tr> <tr> <td>料金のあり方(経営計画)</td> <td>(時期に応じた適正な料金の設定)</td> </tr> <tr> <td>人材育成, 技術継承</td> <td>(職員の技術力向上, 他市町村との連携強化)</td> </tr> <tr> <td>危機管理</td> <td>(災害時, 事故時の応援・復旧体制強化)</td> </tr> </table>	広域的な連携	(事業の効率化による経営基盤強化)	施設の耐震化, 老朽化対策	(耐震化率の向上)	料金のあり方(経営計画)	(時期に応じた適正な料金の設定)	人材育成, 技術継承	(職員の技術力向上, 他市町村との連携強化)	危機管理	(災害時, 事故時の応援・復旧体制強化)
広域的な連携	(事業の効率化による経営基盤強化)										
施設の耐震化, 老朽化対策	(耐震化率の向上)										
料金のあり方(経営計画)	(時期に応じた適正な料金の設定)										
人材育成, 技術継承	(職員の技術力向上, 他市町村との連携強化)										
危機管理	(災害時, 事故時の応援・復旧体制強化)										

5 新たな経営ビジョンに係る基本的事項

(1) 計画期間

経営ビジョン 10年間（平成30～39年度）
 中期経営プラン 各5年間（平成30～34、35～39年度）

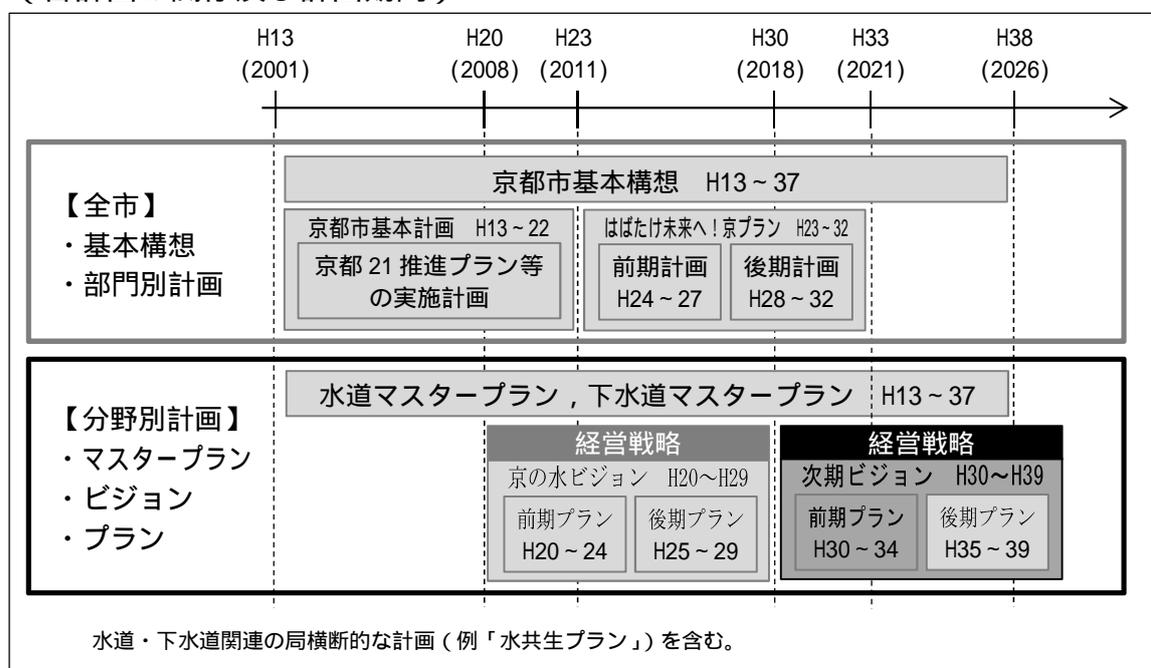
(2) 計画の位置付け

経営ビジョン及び中期経営プランを一体的なものとして、本市の水道事業及び公共下水道事業の「経営戦略」（総務省より策定要請）に位置付け

なお、水道事業については「水道事業ビジョン」（厚生労働省より策定要請）としても位置付け

現行の計画同様、京都市基本構想を受けた部門別計画である、京都市基本計画に対する政策分野ごとの計画として位置付け

（各計画の関係及び計画期間）



(3) 本市各計画における事業

ア 「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン」後期実施計画（平成28～32年度）

- ・ 下水汚泥から発生する消化ガスなど下水道資源の有効活用の推進
- ・ 山科疏水沿いの花の名所づくりと琵琶湖疏水の魅力発信（建設局との共管）
- ・ 雨に強いまちづくりの推進（うち、下水道における雨水幹線等の整備による浸水対策の推進）
- ・ 老朽化した水道・下水道施設の計画的な改築更新
- ・ 地震等の災害に強い水道・下水道施設の整備

イ 「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略（平成27～31年度）

- ・ 浸水被害の最小化を図る「雨に強いまちづくり」の推進
- ・ 琵琶湖疏水の魅力発信

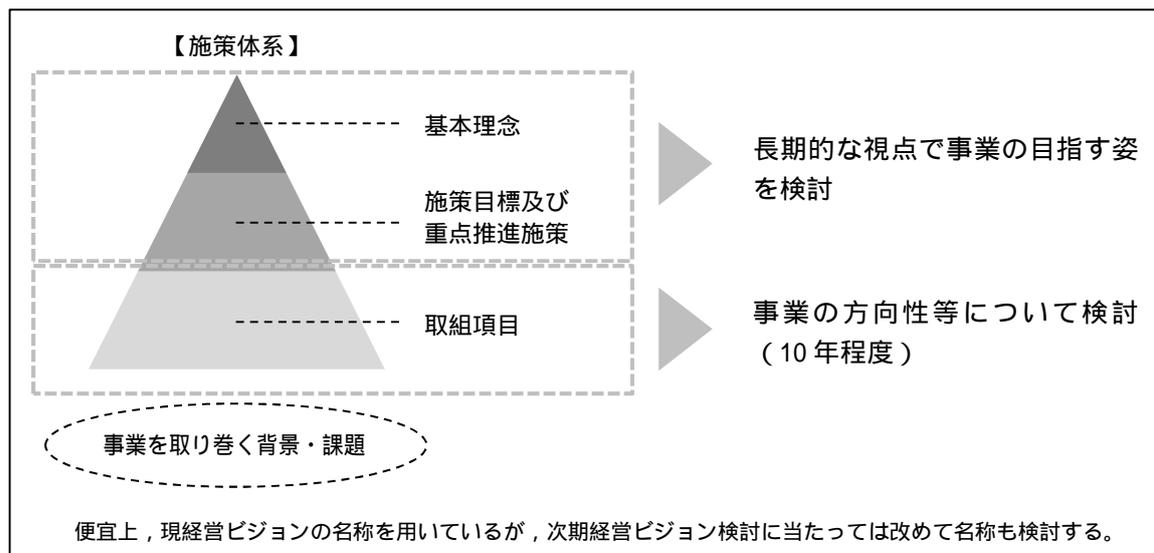
6 新たな経営ビジョンについて

(1) 施策体系について

「京（みやこ）の水ビジョン」同様，事業を取り巻く背景・課題を踏まえ，基本理念や施策目標等の下，具体的な取組項目を掲げる施策体系とする。

検討の進め方として，まず，長期的な視点で事業の目指す姿について議論を重ね，施策体系の大枠を作成する。その後，各施策目標における事業の方向性等（10年程度）について，個々に議論を進める。

なお，経営ビジョン策定検討部会では，第1回及び第2回で施策体系の大枠を，第3回及び第4回で事業の方向性等を議題として扱う予定



(2) 施策体系検討の視点（案）

ア 考え方

「事業」と事業を支える「経営基盤の強化」，それらを担う「組織と人」の大きく3つの側面から施策体系を検討する。

「事業」では，まず，安全・安心な水道水を安定的に供給し，文化的・衛生的で快適な暮らしを支え，河川等の水環境を保全し，まちを浸水から守る等の水道事業及び公共下水道事業の根幹に係る方針を掲げる。

また，オール京都市として推進する低炭素・循環型まちづくりへの貢献，サービスの充実等によるコミュニケーションの充実，京都府内最大事業者としての役割や「世界の文化都市・京都」における役割を踏まえた新たな事業展開に係る方針を掲げる。

事業を支える「経営基盤の強化」では，経営の効率化や財務体質の強化等を，「組織と人」では，職員の育成や技術継承を方針として掲げる。

イ 視点（案）
事業

視点		主な取組内容
水道事業及び公共下水道事業の根幹	【つくる】 安全・安心な水道水をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・水質管理（水源から蛇口まで） ・適正な浄水処理 ・浄水場の改築更新・耐震化
	【おくる】 水道水をおとどけし、下水をあつめる	<ul style="list-style-type: none"> ・水道・下水道管路の改築更新・耐震化 ・浄水場間の連絡幹線の整備
	【きれいにする】 下水をきれいにして河川へながす	<ul style="list-style-type: none"> ・合流式下水道の改善 ・水環境保全センターの改築更新・耐震化 ・水質管理（下水処理，河川への放流）
	【まもる】 災害・事故から市民の皆様をまもる	<ul style="list-style-type: none"> ・事業・防災拠点の整備 ・雨に強いまちづくり（浸水対策） ・危機管理体制の強化
低炭素・循環型まちづくりへの貢献		<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出削減 ・再生可能エネルギーの利用拡大（創エネルギー）
お客さまとのコミュニケーションの充実		<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットを活用したサービスの充実 ・広報・広聴の充実（水道水の利用促進など，水需要喚起の視点を含む）
将来に向けた新たな挑戦		<ul style="list-style-type: none"> ・広域化・広域連携の検討，国際貢献 ・産業遺産「琵琶湖疏水」の魅力発信 ・新技術の調査・研究（ICT技術等）

経営基盤の強化

視点	主な取組内容
経営の効率化，財務体質の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率化（施設規模の適正化を含む），公民連携の強化 ・将来に負担を先送りしない経営 ・保有資産の有効活用

組織と人

視点	主な取組内容
職員の育成，技術継承	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の育成，技術継承の新たな計画の策定 ・体験型研修施設の活用等による技術継承 ・産学との連携による研究・技術開発

(3) 策定スケジュール

年月	上下水道局（ビジョンに係る作業）	経営ビジョン策定検討部会
H29.3		第1回部会 （背景・課題，施策体系等）
H29.4～6	<ul style="list-style-type: none"> 第1回部会の議論を踏まえ，施策目標等の施策体系の更なる検討（以降，並行して冊子案作成） 第2回部会までの議論を踏まえ，事業の方向性に係る検討 	第2回部会（施策体系等） 平成29年度第1回経営審議委員会へ議論の状況を報告 第3回部会（事業の方向性等）
H29.7～9	<ul style="list-style-type: none"> 第3回部会までの議論を踏まえ，事業の方向性に係る検討継続 骨子の作成及びパブリックコメントの実施に向けた準備 パブリックコメントの実施 	第4回部会（事業の方向性等） 平成29年度第2回経営審議委員会へ議論の状況を報告 第5回部会（パブリックコメント案）
H29.10～12	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの結果集約及び公表 パブリックコメントの結果を踏まえた冊子案の作成作業 	第6回部会（冊子案） 平成29年度第3回経営審議委員会へ議論の状況を報告
H30.1～3	<ul style="list-style-type: none"> 第6回部会の意見を踏まえた冊子案の作成作業 第7回の議論を踏まえ，最終調整を経て策定・公表 	第7回部会（最終議論） 平成29年度第4回経営審議委員会へ全7回の部会開催状況を報告

パブリックコメントの実施前後や策定・公表前に，京都市会へ報告を行う予定